

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日)

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 保険医の登録  
家畜商講習会の開催  
銃猟禁止区域の設定  
土地改良事業の施行に係る地域内の土地について換地を  
定めない土地の指定  
土地改良事業の認可(六件)  
開発行為に関する工事の完了  
◇ 内水面漁場管理委告示 あゆの採捕の禁止

## 規 則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第六十一号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号60を次のように改める。

60 風俗営業等取締法施行条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第九号)

第十三条の二の規定に基づく手数料

別表第一第一号中61を62とし、61から60までを一ずつ繰り下げ、60の次に61として次のように加える。

61 古物営業及び質屋営業の許可証に関する手数料徴収規則(昭和五十三年十月鳥取県規則第六十号)に基づく手数料

附 則

この規則は、昭和五十三年十月二十日から施行する。

この規則は、昭和五十三年十月二十日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第八百八十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政

令第八十七号) 第九条の規定により告示する。

昭和五十三年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
北 出 公 洋	鳥医第二、三二二号	昭和五十三年九月二十九日

鳥取県告示第八百八十八号

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号) 第三条第二項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令(昭和二十八年政令第二百五十二号) 第一条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十三年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開催の日時

昭和五十三年十一月十三日及び十四日 八時三十分から十七時まで

二 開催の場所

倉吉市巖城 中部総合事務所

三 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令 四時間

家畜の品種及び特徴 四時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講申込方法

次の家畜商講習会受講申込書に講習会受講手数料として二千円に相当

する額の鳥取県収入証紙及び写真(出願前六箇月以内に撮影した縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル、無帽、正面、上半身像のもの)をはり付け、昭和五十三年十一月一日までに所轄地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。

家畜商講習会受講申込書

収入証紙  
はり付け欄

写 真  
はり付け欄

鳥取県知事 殿

家畜商法第 8 条第 2 項第 1 号の規定により開催される家畜商講習会を受講したいので、申し込みます。

昭和 年 月 日

住 所

郵便番号 □□□-□□

氏 名

鳥取県告示第八百八十九号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号) 第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号) 第十八条において準用

する同規則第十七条の規定により告示する。

昭和五十三年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
八東川銃狹 禁止区域	八頭郡八東町と郡家町との境界と 国道二十九号との交差点を起点とし、 同点から同国道を南東に進み、八東 町日田地内の県道若桜船岡線との交 差点に至り、同県道を北西に進み、 八東町と船岡町との境界に至り、同 境界を南東に進み起点に至る線に囲 まれた一円の地域	昭和五十三年十 一月一日から昭 和五十六年十月 三十一日まで	五一〇 ヘクタール

鳥取県告示第八百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、名和地区は場整備事業の施行に係る地域内の土地について換地を定めぬ土地を指定したので、同法第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

換地を定めぬ土地

西伯郡名和町大字門前字上ビワ田三八八、字下ビワ田三八〇、字淵ノ尻三五二、字深溝三三五、大字富長字下釈迦堂一九三、字同道三一二、大字名和字堂垣二九九、二八九の一、字下三味二一七、字堂ノ前一七九、字釜屋ノ前二六一、字榎田二八一（以上十一筆について、次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部耕地課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百九十一号

関金町から申請のあつた町営土地改良（山守地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十二号

北条町から申請のあつた町営土地改良（米里地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十三号

河原町から申請のあつた町営土地改良(曳田地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十四号

船岡町から申請のあつた町営土地改良(新庄地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十五号

大山町から申請のあつた町営土地改良(豊房地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十六号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(福岡(下代)地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年七月二十九日 鳥取県指令受都計第二百三十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市叶字上河原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市天神町三八番地

藤原建設有限会社

代表取締役 藤原仙太郎

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百  
三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次  
のとおり禁止する。

昭和五十三年十月十七日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

千代川、天神川及び日野川 昭和五十三年十月二十一日から同月三十一日

まで